

## 生徒会会則

### 1 名称

本会は愛知県立西春高等学校生徒会と称する。

### 2 目的

本会の活動の目的は、次の通りとする。

- (1) 本校における生活、勉学の充実、向上につとめる。
- (2) 各学年及び各ホームルーム活動の連絡調整をはかる。
- (3) 各種の学校行事に協力する。

### 3 会員

本会は、愛知県立西春高等学校の全生徒をもって会員とする。

### 4 生徒議会

- (1) 生徒議会は、生徒会の議決機関である。
- (2) 生徒議会は、各ホームルームから選出する行事委員（以下議員と称する）及び生徒会役員で構成する。
- (3) 議員は、各ホームルームを代表するとともに全校生徒の立場に立って、本会の目的を達成するために活動しなければならない。
- (4) 議員の任期は、半年とする（前期4月～9月、後期10月～3月）。再選は妨げない。
- (5) 議会は、議長1名、副議長1名、記録係1名を置く。議長は、議員の中から選出し、議会の運営にあたる。副議長、記録係は、議長が指名し、議会の承認を得る。

### 5 生徒会役員

- (1) 生徒会には、会長1名、副会長1名、書記1名を置く。
- (2) 役員の選出は、原則として直接選挙を行い、役員及び選挙人の資格は、本校生徒とする。また、立候補のない場合は、生徒議会にて議員の中から互選する。
- (3) 役員の選挙に関する事項は、生徒会役員選挙規約でこれを定める。
- (4) 会長は、生徒会を代表し、生徒会役員の長を兼ね、生徒会活動の運営にあたる。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長不在または職務不能の場合はこれを代行する。
- (6) 書記は、生徒会活動に関する記録作成と保管にあたり、会員への広報、連絡にあたる。
- (7) 任期は半年とする。但し、1年生前期及び3年生後期の生徒においては被選挙権を有しない。

### 6 生徒会顧問

本会のすべての活動は、本校の生徒会顧問の指導、助言のもとに行われる。

### 7 最高決定権

本会の運営に関する一切の事項は、校長の認可を得なくてはならない。

### 8 修正

本会会則の修正は、役員全員の賛成をもって発議し、議員の3分の2以上の承認を経て、全会員の3分の2以上の賛成によって承認されたのち、校長の許可を得て成立する。